



# 月曜 朝イチ CHECK

6/30

## 移転価格の指針改正

国税庁は、「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)(平成22年6月22日)を公表した。「連結法人に係る移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)(平成22年6月22日)も同時に公表されている。

6/30

## 定期金の評価が改正

国税庁は、財産評価基本通達の一部改正について(法令解釈通達)(平成22年6月16日)を公表。改正点は、定期金に関する権利、評価差額に対する法人税額等に相当する金額(186-2)の税率42%→45%などだが、複雑な適用日に注意。

6/30

## 定期金評価の自動計算

国税庁は、「定期金に関する権利の評価明細書」を同庁ホームページに掲載した。平成22年度改正法適用分、平成22年3月31日以前用・経過措置用とに分かれるが、適用や計算が複雑なため、「自動計算」ページが用意されている。

6/30

## 非上場株式評価明細書

国税庁は、「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の一部改正について(法令解釈通達)(平成22年6月16日)を公表した。同時に、記載方法等(平成22年10月分以降用)も示された。

6/25

## 23年度税制改正建議書

日税連は、「平成23年度・税制改正に関する建議書」を公表。23項目の改正建議項目のほか、法人税の課税ベース拡大と税率引下げ、消費税の改正、番号制度の導入、国税・地方税の申告納税の一元化について、など5項目の考え方等を示す。

6/25

## たばこ税の手持品課税

国税庁は、「平成22年10月1日実施のたばこ税の手持品課税について」を公表した。対象となるたばこ販売業者は11月1日までに「たばこ税等の手持品課税申告書」を所轄の税務署長等に提出し、平成23年3月31日までに納税する。

6/24

## 徴収法基本通達の改正

国税庁は、「国税徴収法基本通達」の一部改正について(法令解釈通達)(平成22年6月15日)を公表した。差押えの解除の要件(第79条関係)の新設、見積価額の決定(第98条関係)の大幅見直し、再公売(第107条関係)の新設など。

6/24

## 1・2月分株価表公表

国税庁は、平成22年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について(法令解釈通達)(平成22年6月9日)を公表した。21年平均、21年11月分～22年2月分のA(株価)が示され、その後の月分は、今後、随時公表される。